

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医師(歯科医師)以外の理事長の例外認可申請
概 要	医療法人の理事のうち一人は理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出します。ただし、大阪市保健所長の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができます。ただ、認可の要件によっては、あらかじめ大阪府医療審議会の意見を聞かなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	医療法第46条の6第1項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)による。
標準処理期間	120日 (ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法第46条の3第1項ただし書きの規定による認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	